

新	旧
別 紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 第 1 (略) 第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 1~8 (略) <u>(補助金の概算払)</u> <u>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</u> (実績報告) <u>10</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙 3 又は 4 の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。 (その他) <u>11</u> 特別の事情により 6、8、<u>10</u> に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。 別表 (略) 別紙 1~別紙 9 (略)	別 紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 第 1 (略) 第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 1~8 (略) <u>(新設)</u> (実績報告) <u>9</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙 3 又は 4 の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。 (その他) <u>10</u> 特別の事情により 6、8、<u>9</u> に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。 別表 (略) 別紙 1~別紙 9 (略)